



4月6日(日)~4月15日(火)

春の全国交通安全運動が始まります!

活動重点日

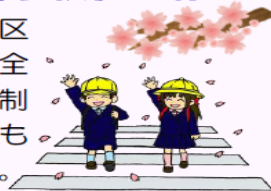
- 4月7日 (月) こどもと高齢者の交通安全の日
- 4月8日 (火) 横断歩道おもいやりの日
- 4月9日 (水) シートベルト・チャイルドシート着用徹底の日
- 4月10日 (木) 交通事故死ゼロを目指す日 (全国統一指定日)
- 4月11日 (金) 絶対にしない!させない!飲酒運転根絶の日
- 4月14日 (月) 自転車安全利用の日

運動重点

1

こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践 歩行者が安全に通行できる道路環境の確保 歩行者の正しい横断方法の実践

通学路や生活道路、ゾーン30区間等では、歩行者や自転車が安全に通行できるよう、速度を抑制し、飛び出し等を予測した「かもしれない運転」に努めましょう。



横断歩道では、手を上げる「ハンドサイン」を活用し、横断する意思を伝え、安全を確認してから渡りましょう。また、横断中も安全を確認し、斜め横断や走行車両の直前・直後の横断はやめましょう。

2

歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進 運転者の歩行者優先意識等の徹底 高齢運転者の交通事故防止

運転者には、横断歩道手前での減速義務や停止義務があります。交通ルールの遵守と「思いやり・ゆすり合い」の気持ちを持って安全運転に努めましょう。

全席でのシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

全ての座席でシートベルトを着用しましょう。車にお子さんを乗せる際には、体格に合ったチャイルドシートを正しく使用しましょう。



身体機能の変化を自覚し、確実な安全確認と安全な速度・車間距離を保つなど、無理のない運転を心掛けましょう。



ながら運転・飲酒運転の根絶、妨害運転の防止

ながら運転や、飲酒運転、あおり運転(妨害運転)は、重大な事故につながる大変危険な行為です。絶対にやめましょう。



3

自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底

自転車利用者のヘルメット着用と安全確保、交通ルールの遵守

自転車利用時の交通事故の被害を軽減するためには、頭部を守ることが重要です。ヘルメットを正しく着用し、交通ルールを守って安全に利用しましょう。



特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

特定小型原動機付自転車等を利用する際は、交通ルールを正しく守り、万が一の事故の被害軽減のためにヘルメットを着用しましょう。

特定小型原動機付自転車

- 年齢: 16歳以上
- ヘルメット: 努力義務
- ナンバープレート: 必須
- 自賠責保険: 軽自動車税
- 運転免許証: 不要
- 最高時速: 20キロ
- ※歩道走行時 6キロ

- 毎月第二・第四水曜日(祝日、年末年始を除く)に新情報をメール配信しています。(申込方法は県警ホームページ参照)
- 二次元コードからSD情報掲載のホームページに直接アクセスできます。→

